

小規模維持補修工事請負契約等の単価契約における
賃金等の変動に対するインフレスライド条項
運用マニュアル（暫定版）

平成26年11月

長野県
建設部

はじめに

本資料は、小規模維持補修工事請負契約等の単価契約におけるインフレスライド条項について、スライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての運用の考え方を整理したものである。

本資料において疑義が生じた場合は、事業課と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努められたい。

1. 適用対象工事（委託）

- (1) 適用対象工事（委託）及び適用は、次のとおりとする
- ① 小規模維持補修工事
但し、平成26年度は適用条項なく、平成27年度契約書の改正により適用する。
 - ② 除雪等業務委託
JV用：第8条第6項 単体用：第14条第6項
- (2) インフレスライド条項の請求は、2.（3）に定める残工期が2.（2）に定める基準日から2ヶ月以上あること。
- (3) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事（委託）の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2. 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額（委託料）の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。
また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とは協議して定める日とすることも可とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事（委託）期間とする。

• 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求日とすることを基本とする。請求日から14日以内の範囲で定めることも可とする。）から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

• 基準日について

発注者と受注者とは協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

• 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

3. スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

・ スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式1-1又は1-2）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

・ スライド額（単価差）協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額（単価差）協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面（別紙様式2）により通知する。

・ 実施フローについて

別紙1「単価契約におけるスライド条項に伴う実施フロー」を参照すること。

4. 請負代金額（委託料）の変更

(1) 賃金等の変動による請負代金額（委託料）の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額（単価）のうち契約単価の100分の1に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = \Sigma [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額（単価差）

P_1 ：契約単価

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

($P_2 = \alpha \times Z$ 、 α ：請負比率（当初請負代金額／当初設計額）、 Z ：発注者積算額）

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = \Sigma [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額（単価差）

P_1 ：契約単価

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

($P = P_2 = \alpha \times Z$ 、 α ：請負比率（当初請負代金額／当初設計額）、 Z ：発注者積算額）

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

- **受注者の負担割合**

受注者の負担割合については、公共工事標準請負契約約款第 29 条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100 分の 1」としている。

- **基準日における特別調査又は見積価格採用単価について**

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

- **複数回スライドを行う場合について**

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

5. 残工事量の確認

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 単価契約においては、基準日における残工事量の算定は不要である。(2) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は対象とせず、減額スライドの場合は対象とするものとする。 |
|--|

6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。
--

- **積算に使用する単価について**

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

- **基準日における特別調査又は見積価格採用単価について**

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

7. スライド額確定の時期

スライド額の確定は、精算変更時点で行う。 なお、スライド額支払いにあたり、変更契約は行わない。
--

- **精算によりスライド額が対象工事の 1% を超えなかった場合**
スライド適用が認められなくなった旨を、受注者に協議する。

8. 全体スライド及び単品スライド条項の併用

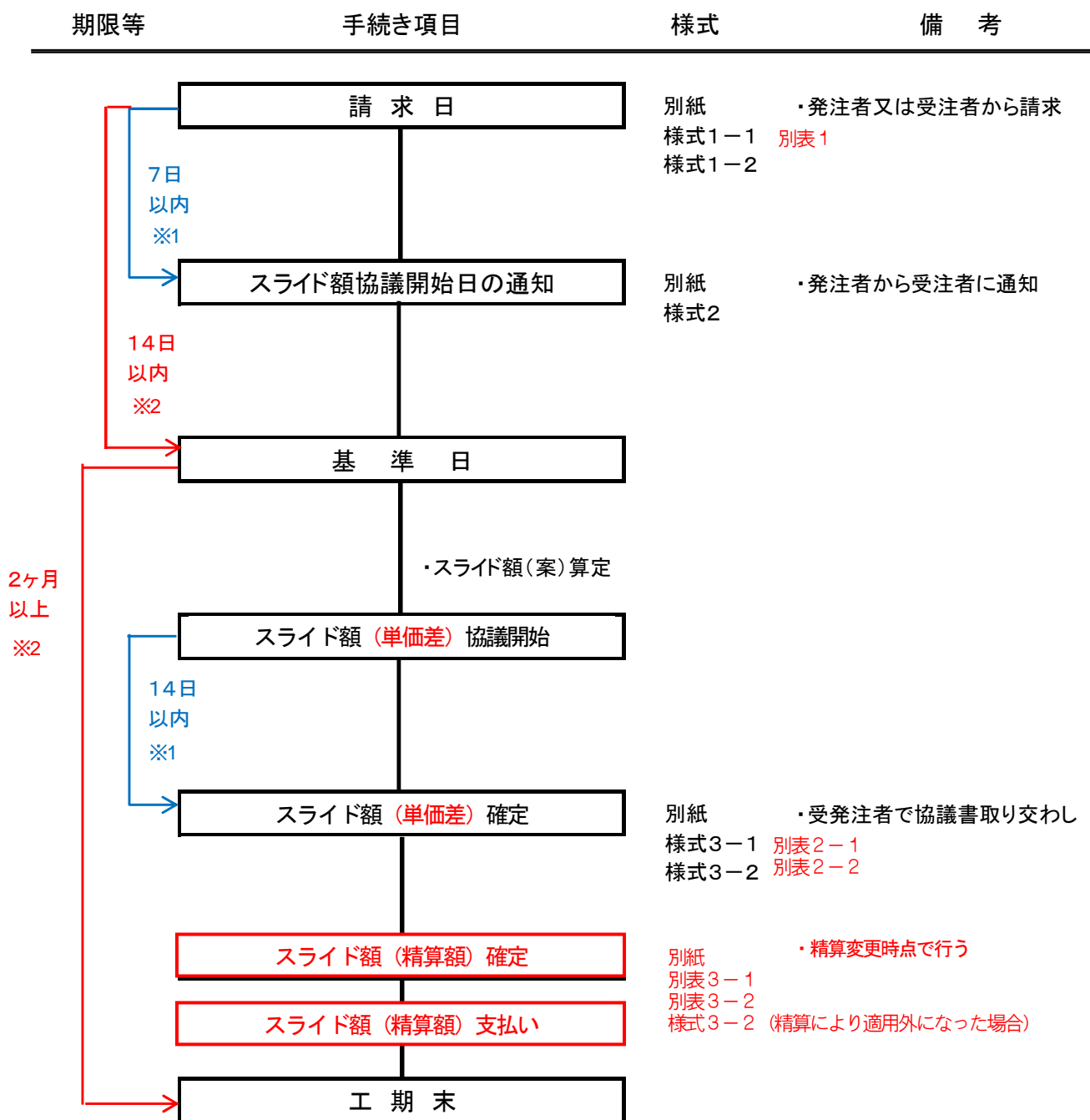
- (1) 各契約書のスライド条項第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額（委託料）の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。
- (2) 本運用に基づき請負代金額（委託料）の変更を実施した後であっても、各契約書のスライド条項第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- ・各契約書のスライド条項第6項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

【参考】各契約書のスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

- 全体
スライド
- 1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
 - 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
 - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 単品
スライド
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- インフレ
スライド
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

単価契約における各契約書インフレスライド条項
に伴う実施フロー



※1) 契約書で規定

※2) 本マニュアルで規定

(別紙様式1-1)

[受注者からの請求]

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設事務所長 様

受注者 〇〇建設(株)
代表者名

インフレスライド条項に基づく請負代金額(委託料)の変更について(請求)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した《工事名または業務名》(〇) 〇〇〇〇線 〇〇市〇〇については、賃金等の変動により、契約書第〇条第6項の規定に基づき請負代金額(委託料)の変更を請求します。

記

1. 請負代金額(委託料) 別表1の見積単価による
2. 工 期 平成〇〇年〇〇月〇〇日から
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
3. 希望基準日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
4. スライド額(単価差)概算額 別表1のスライド額(単価差)による

※今回の請求は、あくまで概算単価であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式1-2)

[発注者からの請求]

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

様

〇〇建設事務所長

インフレスライド条項に基づく請負代金額（委託料）の変更について（請求）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約締結した《工事名または業務名》(〇) 〇〇〇〇線 〇〇市〇〇については、賃金等の変動により、契約書第〇条第6項の規定に基づき請負代金額（委託料）の変更を請求します。

記

1. 請負代金額（委託料） 別表1の見積単価による
2. 工 期 平成〇〇年〇〇月〇〇日から
平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
3. 希望基準日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
4. スライド額（単価差）概算額 別表1のスライド額（単価差）による

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(別紙様式2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

様

〇〇建設事務所長

インフレスライド条項に基づく協議の開始の日について (通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった標記について、契約書第〇条第8項の規定に基づき、スライド額 (単価差) 協議開始日を通知します。

記

1. 工 事 (業 務) 名 〇〇〇〇〇〇
 (〇) 〇〇〇〇線
 〇〇市 〇〇

2. スライド額 (単価差) 協議開始日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
(※スライド額協議開始日は、受注者の意見を聴いて、請求日から7日以内に設定する)

(別紙様式3-1)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

様

〇〇建設事務所長

インフレスライド条項に基づく請負代金額（委託料）の変更について（協議）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった契約書第〇条第6項に基づく請負代金額（委託料）の変更について、同条第7項の規定に基づき下記のとおり協議します。

なお、異存がなければ、別添承諾書へ記名押印のうえ返送願います。

記

1. 工事（業務）名 〇〇〇〇〇〇工事
 (〇) 〇〇〇〇線
 〇〇市 〇〇
2. スライド変更金額 別表1のスライド額（単価差）による
 なお、取引に係わる消費税及び地方消費税の額は精算時に決定します。
 基 準 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
3. そ の 他 スライド額の確定は精算時に行います。
 但し、精算によりスライド額が対象工事費の1%を超えないときは、スライド適用が認められなくなります。

(別紙様式3-2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者

様

〇〇建設事務所長

インフレスライド条項に基づく請負代金額（委託料）の変更について（協議）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け請求のあった契約書第〇条第6項に基づく請負代金額（委託料）の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1. 工事（業務）名 | 〇〇〇〇〇〇〇〇
(〇) 〇〇〇〇線
〇〇市 〇〇 |
| 2. スライド変更適否 | スライドの適用が認められない |
| 3. 理由 | スライド額が対象工事費の1%を超えないため |

(別表 2-1)

賃金等の変動に基づくスライド額(単価差)計算書

工事名 《工事名または業務名》 工期 自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日
 路河川名 (〇)〇〇〇〇線 基準日 平成〇年〇月〇日
 箇所名 〇〇市 〇〇

増額スライド用

(消費税抜き)

工種	規格・仕様等	単位	設計単価 (A)	契約単価 (P ₁)	スライド後の 設計単価 (A')	スライド後の P ₁ に相当する単価 (P ₂ =A' × P ₁ /A)	契約単価の 1/100 (d=P ₁ × 1/100)	スライド額 (単価差) S _増 (=P ₂ -P ₁ -d)
【例1】 除雪ドーザ	ブレード幅4.0m Vブラウ 貸与 平日 昼間	H	20,600	20,500	21,000	20,800	205	95
【例2】 除雪グレーダ	ホイール型13t級 持込 平日 昼間	H	23,000	22,900	23,300	23,100	229	-29
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0

[留意点]

1. スライド額(単価差) S_増 が全てマイナスの場合はスライド額が対象工事費の1%を超えることはない。(様式3-2で協議)
2. 上記以外は様式3-1で協議する。

(別表 3-1)

賃金等の変動に基づくスライド額(精算額)計算書

工事名 《工事名または業務名》 工期 自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日
 路河川名 (〇)〇〇〇〇線 基準日 平成〇年〇月〇日
 箇所名 〇〇市 〇〇

増額スライド用

① 契約単価工種

(消費税抜き)

工種	規格・仕様等	基準日以降の数量 (稼働時間等)	単位	スライド額 (単価差) $S_{増}$ ($=P_2 - P_1 - d$)	スライド額 (精算額)
【例1】 除雪ドーザ	ブレード幅4.0m Vプラウ 貸与 平日 昼間	108	H	95	10,260
【例2】 除雪グレーダ	ホイール型13t級 持込 平日 昼間	89	H	-29	-2,581
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0

② 基準日以降に同契約内で行った単価契約以外の工種(応急処理事業等)

(消費税抜き)

工種	規格・仕様等	数量	単位	工事費 P_1	左記の1/100 ($d=P_1 \times 1/100$)
【例3】 倒竹木除去	〇月〇日実施	1	式	480,000	4,800
					0
					0

(消費税抜き)

増額スライド額(精算額) 合計 $\Sigma ① - \Sigma ② =$

2,879

[留意点]

1. 精算変更時点でスライド変更契約を行う。(3月末払い)
2. 基準日以降に行った同契約内の応急処理事業等は残工事の対象となる。
但し、依頼日が単価適用日となるため、スライド額は発生しない。
3. 増額スライド額の合計がマイナスとなった場合
精算によりスライド額が対象工事費の1%を超えなかったこととなる。
この場合、スライドの適用が認められないとして、スライド変更はしないこととする。

(別表 2-2)

賃金等の変動に基づくスライド額(単価差)計算書

工事名 《工事名または業務名》 工期 自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日
 路河川名 (〇)〇〇〇〇線 基準日 平成〇年〇月〇日
 箇所名 〇〇市 〇〇

減額スライド用

(消費税抜き)

工種	規格・仕様等	単位	設計単価 (A)	契約単価 (P ₁)	スライド後の 設計単価 (A')	スライド後の P ₁ に相当する単価 (P ₂ =A' × P ₁ /A)	契約単価の 1/100 (d=P ₁ × 1/100)	スライド額 (単価差)S _減 (=P ₂ -P ₁ + d)
【例1】 除雪ドーザ	ブレード幅4.0m Vブラウ 貸与 平日 昼間	H	20,600	20,500	20,400	20,300	205	5
【例2】 除雪グレーダ	ホイール型13t級 持込 平日 昼間	H	23,000	22,900	22,500	22,400	229	-271
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0
						0	0	0

[留意点]

1. スライド額(単価差)S_減が全てプラスの場合はスライド額が対象工事費の1%を超えることはない。(請求しない)
2. 上記以外は様式3-1で協議する。

(別表 3-2)

賃金等の変動に基づくスライド額(精算額)計算書

工事名 《工事名または業務名》 工期 自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日
 路河川名 (〇)〇〇〇〇線 基準日 平成〇年〇月〇日
 箇所名 〇〇市 〇〇

減額スライド用

① 契約単価工種

(消費税抜き)

工種	規格・仕様等	基準日以降の数量 (稼働時間等)	単位	スライド額 (単価差) $S_{減}$ ($=P_2 - P_1 + d$)	スライド額 (精算額)
【例1】 除雪ドーザ	ブレード幅4.0m Vプラウ 貸与 平日 昼間	108	H	5	540
【例2】 除雪グレーダ	ホイール型13t級 持込 平日 昼間	89	H	-271	-24,119
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0
				0	0

② 基準日以降に同契約内で行った単価契約以外の工種(応急処理作業等)

(消費税抜き)

工種	規格・仕様等	数量	単位	工事費 P_1	P_1 の1/100 ($d=P_1 \times 1/100$)
【例3】 倒竹木除去	〇月〇日実施	1	式	480,000	4,800
					0
					0

(消費税抜き)

減額スライド額(精算額) 合計 $\Sigma ① + \Sigma ② =$

$=$	-18,779
-----	---------

[留意点]

1. 精算変更時点でスライド変更契約を行う。(3月末払い)
2. 基準日以降に行った同契約内の応急処理作業等は残工事の対象となる。
但し、依頼日が単価適用日となるため、スライド額は発生しない。
3. 増額スライド額の合計がプラスとなった場合
精算によりスライド額が対象工事費の1%を超えなかったこととなる。
この場合、スライドの適用が認められないとして、スライド変更はしないこととする。